

<総論>

問1 今回の改正の経緯はどのようなものですか。

(答)

1. 近年の高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等により、高齢者の消費者被害が増加しており、改正前の消費者契約法では十分に被害救済を図ることが難しい事案<sup>(注1)</sup>もあります。また、平成13年に消費者契約法が施行されてから、裁判例や消費生活相談事例が蓄積しており、その傾向等も踏まえ、適切な措置を講じる必要があります。

(注1) 例えば、事業者が、一人暮らしの高齢者に対し、その生活の状況を知りながら、店舗で大量の着物を購入させるという事案が挙げられます。

2. こうした状況を踏まえ、平成26年8月5日に内閣総理大臣から内閣府消費者委員会（以下「消費者委員会」といいます。）に対し、消費者契約法の規律等の在り方についての諮問が行われました。その後、消費者委員会の消費者契約法専門調査会における審議<sup>(注2)</sup>を経て、平成28年1月7日に諮問に対する答申がなされました。

(注2) 消費者委員会に設置された消費者契約法専門調査会において、平成26年11月から平成27年12月までの間に合計24回の審議が行われました。

3. 消費者委員会の答申を踏まえ、消費者庁において所要の法制化作業を行い、平成28年3月4日に「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。その後、国会における審議<sup>(注3)</sup>を経て、平成28年6月3日に公布されました（平成28年法律第61号）。

(注3) 衆議院では平成28年5月10日に、参議院では平成28年5月25日に可決されました（共に全会一致）。